

上押野地区地域資源保全管理構想

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

協定農用地 田 5,983 a

(2) 水路、農道、ため池

開水路 14.7 km 農道 7.2 km

(3) その他施設等 水門

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

遊休農用地の発生状況や農用地の畦畔や法面の点検、診断を毎年4月に実施し、その結果に基づき遊休農用地の保全管理や畦畔の再構築、法面の初期補修、暗渠排水の清掃等を実施する。畦畔・農用地法面の草刈を年2回、9月、3月に行う。

(2) 水路、農道、について行う活動

水路・農道の点検、診断を毎年4月に実施し、その結果に基づき農道については、路面の補修、水路については、清掃および補修を行う。また、長寿命化計画に基づいて、水路の更新工事、農道の舗装工事を行う。

水路・農道法面の草刈を年2回、9月、3月行う。

(3) その他施設について行う活動

高瀬川堤防敷道路法面の草刈り 年3回

内川用水内及び管理道路の整備 年3回

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

組織の構成員 区民全員

意志決定の方法

○毎年、2月から3月に渡り役員会（代表、副代表、書記、会計で組織）で活動報告書・決算報告書を作成し、3月の年度末総会で構成員の了解を得る。

○毎年、3月から4月に渡り役員会（代表、副代表、書記、会計で組織）で活動計画書・予算計画書を作成し、4月の新年度総会で構成員の了解を得る。

○活動を円滑に進めるため運営委員会を組織化し構成員の中から役員を選出し事業の推進役となり活動を遂行 年2回役員会の開催及び必要時役員会の開催

(2) 構成員の役割分担

① 農用地について行う活動

担い手農家・土地持ち非農家・自作小規模農家・非農家（一般住民）

② 水路、農道、について行う活動

担い手農家・土地持ち非農家・自作小規模農家・非農家（一般住民）

③ その他施設について行う活動

直営施工部隊・サポート隊

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

① 集落外部の担い手（近隣の集落営農組合、個別経営の担い手、農業サービス事業体（JA）などに水田基幹作業をまとめて委託し、農用地周辺の管理作業を委託集落側が行う。

(2) 農地の利用集積

① 集落外部の担い手（近隣の集落営農組合、個別経営の担い手、農業サービス事業体（JAなど）へ農地の利用調整（集積・集約）をはかる。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

(1) 組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化

- 地域の小規模農家、兼業農家全てが参画する集落営農組織等の設立を目指し、地域の（集落単位の）農業生産体制を整備強化し、集落営農組織との協力と役割分担により、集落ぐるみの保全管理体制の強化を図る。
- 地域外（集落外）の農業生産法人や担い手（認定農業者）へ農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理の強化を図る。（生産法人、担い手、JAとの連携）

(2) 農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大

- 遊休農地の有効利用
遊休農地でソバなどを栽培することで活用し、農地や地域環境の保全をはかる。
併せて地域の特産品としての出荷により農業生産体制の強化を図る。

(3) 地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動

- 活動組織HPを活用し、取組内容の紹介や地域の魅力を発信し、外部の活動参画者を募集することで、保全管理活動の継続や強化を図る。
- 地域内の一般住民に対して、保全管理活動が地域を守る活動であることを広報紙やHP等で発信することで、これまで活動に参加されていない人々の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。

(4) 地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動

- 地域の景観・環境を維持することで、地域の魅力として情報発信し地域外の人々の関心を高めこれまで活動に参加されていない人々の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。

(5) 保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

- 畦畔除去による区画拡大により、農用地の条件を向上することで担い手への集積を進め、地域の農業生産体制を整備強化し、役割分担により、集落ぐるみの保全管理体制の強化を図る。